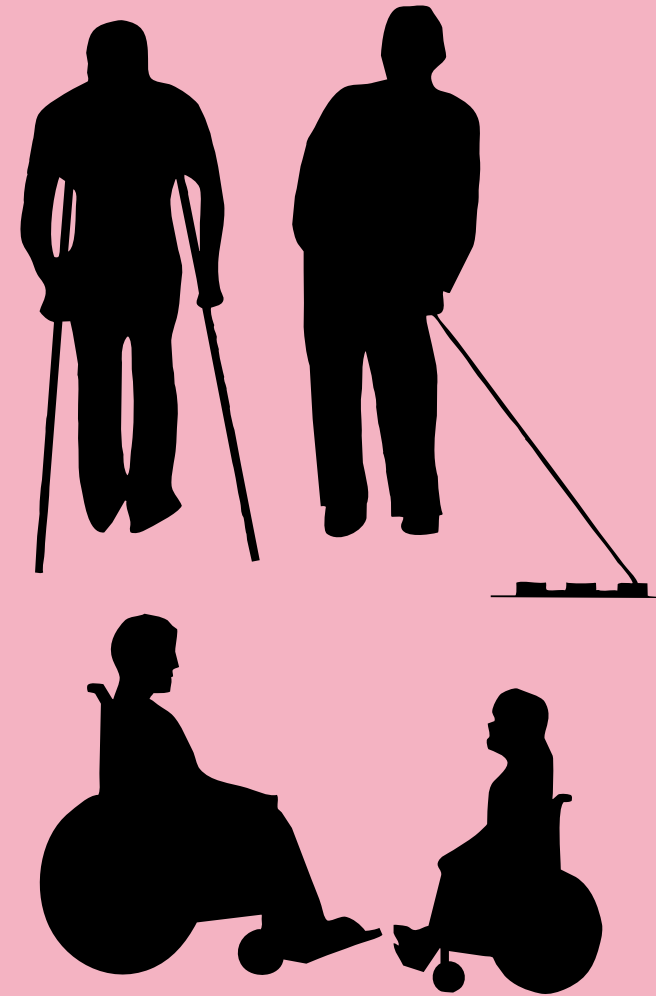


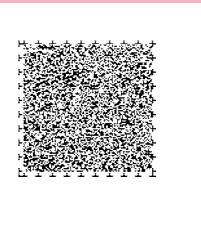
障がいに関連するマーク・問合せ先

	<p>身体障害者標識（身体障害者マーク） 肢体不自由であることを理由に運転免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については努力義務となっています。 危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを表示した車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法違反となります。</p>	警視庁交通総務課 ☎3581-4321 (代)
	<p>聴覚障害者標識（聴覚障害者マーク） 聴覚障害であることを理由に運転免許に条件を付されている方が、運転する車に表示することを義務づけられているマークです。 危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを表示した車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法違反となります。</p>	警視庁交通総務課 ☎3581-4321 (代)
	<p>障害者のための国際シンボルマーク（車椅子マーク） このマークは、「障がい者が利用できる建物・施設である」ことを明確に示す世界共通のシンボルマークです。 個人所有の自動車にこのマークを表示した場合でも、道路交通法上の規制を免れる等の法的効力はありませんのでご注意ください。</p>	(公財) 日本障害者リハビリテーション協会 ☎5273-0601 FAX 5273-1523
	<p>身体障害者補助犬（ほじょけん）啓発マーク 身体障害者補助犬とは、盲導犬・介助犬・聴導犬をいいます。「身体障害者補助犬法」が施行され、公共の施設や交通機関、デパートやスーパー、ホテル、レストランなどの民間施設で身体障害者補助犬が同伴できるようになりました。</p>	東京都福祉保健局障害者施策推進部 計画課社会参加推進担当 ☎5320-4147 (内線) 33-241 FAX 5388-1413
	<p>盲人のための国際シンボルマーク 世界盲人連合(WBU)が定めた世界共通の国際シンボルマークです。例えばこのマークのついた信号機は、視覚障がい者が安全に横断できるようメロディが流れます。</p>	社会福祉法人 日本盲人福祉委員会 ☎5291-7885 FAX 5291-7886
	<p>耳マーク 聴覚に障がいがあることを示し、コミュニケーション方法に配慮を求める場合等に使用されているマークです。 また、自治体、病院、銀行等で聴覚障がい者に援助することを示すマークとしても使用されます。</p>	一般社団法人 全日本難聴者・中途失聴者団体連合会 ☎3225-5600 FAX 3354-0046
	<p>オストメイトマーク 人工肛門・人工膀胱の方(オストメイト)を表すとともに、オストメイトのための設備があることを表しています。オストメイト対応トイレの入口・案内誘導プレートに表示されています。</p>	公益社団法人 日本オストミー協会 ☎5670-7681 FAX 5670-7682
	<p>ハート・プラスマーク 身体の内部に障がいのある人を表しています。内部障がいは外見からは分かりにくいので、誤解を受けたり、必要な手助けを受けられなかったりします。このマークを着用されている方を見かけた場合は、内部障がいについて配慮する必要があります。 ※このマークは、公的機関が定めた内部障がい者を示すマークではなく、法令等で決められたものではありません。</p>	特定非営利活動法人 ハート・プラスの会 HP アドレス http://www.normanet.ne.jp/~h-plus/
	<p>ヘルプマーク 義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、または妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていること知らせることで、援助を得やすくなるよう、東京都が作成したマークです。都営地下鉄各駅の駅務室等でヘルプマークを配付しています。</p>	東京都福祉保健局障害者施策推進部 計画課社会参加推進担当 ☎5320-4147 (内線) 33-241 FAX 5388-1413

障がい者福祉のしおり



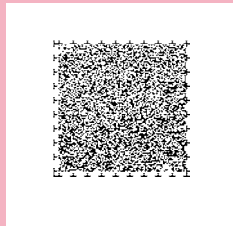
1	制度一覧 (65歳未満の方)	P1
2	手続窓口案内図	P8
3	所管福祉事務所・健康福祉センター一覧	P14
4	関係機関一覧	P16
5	手帳	P18
6	割引	P21
7	税の控除と減免	P28
8	手当・年金	P30
9	医療	P46
10	社会参加	P54
11	日常生活	P60
12	自立支援	P65
13	各種相談	P82
14	仕事	P86
15	住宅	P87
16	障がい別ページ <small>(視覚・聴覚・言語、知的、精神、高次脳機能、難病)</small>	P91
17	年齢別ページ <small>(障がい児・65歳以上の方) ※制度一覧(65歳以上の方)はP108～</small>	P104
18	索引	P118



障がい者福祉のしおり
 令和4年11月発行
 編集・発行
 板橋区福祉部障がいサービス課
 ☎3579-2362 FAX3579-2364
 刊行物番号 R04-71

板橋区

令和4年11月発行



ちょっとしたあなたの手助けが障がいのある方の安心につながります

－「ヘルプカード」がつなぐ安心－

「ヘルプカード」とは

「ヘルプカード」は援助を必要とする人が携帯し、いざというときに必要な支援や配慮を周囲の人をお願いするためのカードです。

こんなときに役に立ちます

- 日常的に…ちょっとした手助けがほしいとき
- 緊急のとき…道に迷ってしまったとき、パニックや発作、病気の時
- 災害のとき…災害が発生したとき、それに伴う避難生活が必要なとき

活用方法

「ヘルプカード」には氏名・住所・緊急連絡先などを記入することができます。また、手伝ってほしいことなど、一番伝えたいことを記入できる欄があります。手帳やお財布、定期入れの中に入れていただくと安心です。



問合せ先

板橋区福祉部障がいサービス課福祉係

☎ 3579-2362 FAX 3579-2364



はじめに

この冊子の情報は、令和4年11月現在の情報です。

掲載内容が変更になることがありますので、ご了承ください。

この冊子でご案内する内容には、区の制度のほか、国、都、各支援団体、民間のサービスがあります。

また、「障がい者福祉のしおり」は、この冊子版のほか、点字版、録音版（カセットテープ・CD）があります。ご希望の場合は、障がいサービス課までご連絡ください。

各ページの下端に視覚障がい者などのための「音声コード」が印字されておりますので、スマートフォンアプリ等で聴くことができます。

■ 障がいサービス課連絡先

☎ 3579-2362 FAX 3579-2364

電子メール f-fukushi@city.itabashi.tokyo.jp

携帯電話で
電子メールを送る



■ 障がい者福祉に関するホームページ

<https://www.city.itabashi.tokyo.jp/kenko/shogai/index.html>

ホームページを
携帯電話で表示



MEMO

